

平成17年第3回藤岡市議会臨時会会議録

平成17年5月23日(月曜日)

議事日程 第1号

平成17年5月23日(月曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営員会経過報告
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市税条例の一部改正)
報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)
- 第 8 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度藤岡市一般会計補正予算第6号)
- 第 9 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)
- 第10 議案第49号 新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う
財産処分に関する協議について
議案第50号 新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処
分に関する協議について
議案第51号 新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退
に伴う財産処分に関する協議について
- 第11 議案第52号 群馬県市町村会館管理組規約の変更について
- 第12 議案第53号 群馬県市町村総合事務組規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営員会経過報告

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙

第 5 常任委員会委員の選任

第 6 議会運営委員会委員の選任

合併問題調査特別委員会委員の補欠選任

第 7 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市税条例の一部改正)

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)

第 8 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成16年度藤岡市一般会計補正予算第6号)

第 9 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)

第10 議案第49号 新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う
財産処分に関する協議について

議案第50号 新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処
分に関する協議について

議案第51号 新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退
に伴う財産処分に関する協議について

第11 議案第52号 群馬県市町村会館管理組規約の変更について

第12 議案第53号 群馬県市町村総合事務組規約の変更について

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	針谷 章 君
企画部長	荻野 廣男 君	総務部長	白岩 民次 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経済部長	戸川 静夫 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	教育部長	中島 道夫 君
監査委員			
	塚越 正夫 君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	田島 均	議事課長	竹村 康雄
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議事係長			

開 会 の あ い さ つ

議 長（佐藤 淳君） おはようございます。開会前の貴重な時間でございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成17年第3回藤岡市議会臨時会が招集になりましたが、議員各位には公私とも極めてご多忙中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを厚く御礼申し上げます。今期臨時会に提案されます案件は報告4件、議案5件でございます。いずれも市民生活に直接関係あるものでございますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営につきましてはまことに不慣れな私でございますが、何とぞ議員各位の格別なるご指導、ご鞭撻を賜りまして円滑な議会運営が図れますようお願い申し上げます、まことに簡単でございますが、ごあいさつといたします。

表 彰 状 の 伝 達

議 長（佐藤 淳君） ここで、表彰状の伝達をさせていただきます。

去る4月21日、関東市議会議長会定期総会において表彰状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長（田島 均君） お名前を申し上げますので、前の方へお進みいただきたいと思います。

清水保三議員。

議 長（佐藤 淳君）

表 彰 状

藤岡市

清 水 保 三 殿

あなたは市議会議員の職にあること10年よく地方自治の伸張発展と市政の向上振興に貢献された功績はまことに多大であります

よってここに表彰いたします

平成17年4月21日

関東市議会議長会会長 森沢 幸夫

事務局長（田島 均君） 塩原吉三議員。

議 長（佐藤 淳君）

表 彰 状

藤岡市

塩原吉三殿

あなたは市議会議員の職にあること10年よく地方自治の伸張発展と市政の向上振興に貢献された功績はまことに多大であります

よってここに表彰いたします

平成17年4月21日

関東市議会議長会会長 森沢 幸夫

議長（佐藤 淳君） 以上で表彰状の伝達を終了させていただきます。

開会及び開議

午前10時開議

議長（佐藤 淳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成17年第3回藤岡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（佐藤 淳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において23番吉田達哉君、24番久保信夫君、1番安田肇君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（佐藤 淳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 本日平成17年第3回藤岡市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員

各位におかれましては公私とも大変ご多忙のところご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました案件は報告4件、議案5件であります。特に新町の廃置分合による一部事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議については、3月に開催した第1回定例会終了後、本会議等でご指摘いただいた主な事項について真摯に受け止め、その方向性を示すべく関係団体と協議調整してまいりました。そのことを踏まえ5月13日、議員皆様のご理解をいただき議員説明会をさせていただいたわけでございます。この議員説明会において、一緒に一部事務組合を構成している新町が高崎市に編入することに伴う藤岡・高崎両市間の行政運営について、平成17年5月11日に覚書を取り交わした経緯、消防の委託期間の関係、公立藤岡総合病院の構成市町村の負担割合、藤岡市90%、町村10%の申し入れを各関係町村に行ったことなどについて説明させていただきました。なお、今後の一部事務組合の運営につきましては構成町村と調整を図りしっかりと取り組み、説明責任を果たしていきたいと考えております。

昨今、日本経済が明るさを取り戻す中、藤岡市においても市内の工業団地への企業進出が続くなど、地方経済も活動を始めてまいりました。首都圏から100キロメートル圏内、関越自動車道と上信越自動車道の結末点という地の利を生かして今後も企業誘致を推進し、将来の都市基盤の確立と税収確保を図っていききたいと考えております。また、教育環境の充実、福祉の向上についての施策も厳しい財政事情ではありますが、継続して実施してまいりたいと思っております。

本日ご提案申し上げました案件は、いずれも大変重要な案件でありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（佐藤 淳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により5月19日、委員会を開催し、本日招集となりました平成17年第3回市議会臨時会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきましては、今回提案されますものは常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任などのほか、報告4件、議案5件であります。それぞれ日程に従い、日程第6を終了した後、日程第7、報告第3号、報告第4号及び日程第10、議案第49号から議案第51号につきましては一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第8、報告第5号、日程第9、報告第6号及び日程第11、議案第52号、日程第12、議案第53号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。

会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日1日と決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時37分再開

副議長（針谷賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

議会運営委員会経過報告

副議長（針谷賢一君） 休憩中に議長佐藤淳君から議長の辞職願が副議長宛に提出されましたので、議会運営委員会を開催し、その取り扱いについてお諮りいたしましたので、その経過を議会運営委員会委員長に報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） 副議長の要請により、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過について報告申し上げます。

休憩中に議長佐藤淳君から副議長宛に議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、この取り扱い方法について協議したのでありますが、議会運営委員会の経過報告を終了した後、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを副議長からお諮りして決定することになりました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

副議長（針谷賢一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

日 程 追 加 の 件

副 議 長（針谷賢一君） 佐藤淳君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（針谷賢一君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、
議題といたします。

議 長 辞 職 の 件

副 議 長（針谷賢一君） 地方自治法第 1 1 7 条の規定により佐藤淳君の退席を求めます。

（ 8 番 佐藤 淳君退場）

副 議 長（針谷賢一君） まず、その辞職願を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長（田島 均君）

平成 1 7 年 5 月 2 3 日

藤岡市議会副議長 針谷 賢一様

藤岡市議会議長 佐藤 淳

辞 職 願

今般一身上の都合により議長を辞職したい

から許可されるようお願い出ます

副 議 長（針谷賢一君） お諮りいたします。佐藤淳君の議長の辞職を許可することにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（針谷賢一君） ご異議なしと認めます。よって、佐藤淳君の議長の辞職を許可することに
決しました。

佐藤淳君の入場を求めます。

（ 8 番 佐藤 淳君入場）

日 程 追 加 の 件

副 議 長（針谷賢一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（針谷賢一君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午後2時25分再開

副議長（針谷賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙

副議長（針谷賢一君） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（針谷賢一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

副議長（針谷賢一君） ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

副議長（針谷賢一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（針谷賢一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

副議長（針谷賢一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

（事務局長氏名点呼、投票）

副議長（針谷賢一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（針谷賢一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長(針谷賢一君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番神田省明君及び15番木村喜徳君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

(開票)

副議長(針谷賢一君) 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数23票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 5票

有効投票中

反町 清君 15票

清水保三君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、反町清君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました反町清君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長承諾のあいさつを願います。反町清君の登壇を願います。

(7番 反町 清君登壇)

7番(反町 清君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま不肖私が藤岡市議会議長に当選させていただきまして、心から感謝しておりますところであります。もとより浅学非才、その器ではございませんが、この重責につく以上は住民福祉の向上と藤岡市発展、それに議会の円滑なる運営のため全精力を傾注する所存でございます。議員各位をはじめ皆様方の限りないご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。議長就任のあいさつといたします。

副議長(針谷賢一君) 議長交代のため暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時41分再開

議長（反町 清君） 議長交代いたしました。
休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後3時23分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

議長（反町 清君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

議会運営委員会経過報告

議長（反町 清君） 休憩中に副議長針谷賢一君から副議長の辞職願が議長宛に提出されましたので、議会運営委員会を開催し、その取り扱いについてお諮りいたしましたので、その経過を議会運営委員会副委員長に報告を求めます。副委員長斉藤千枝子君の登壇を願います。

（議会運営委員会副委員長 斉藤千枝子君登壇）

議会運営委員会副委員長（斉藤千枝子君） 議長の要請により、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過について報告を申し上げます。

休憩中に副議長針谷賢一君から議長宛に副議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、この取り扱い方法について協議したのでありますが、議会運営委員会の経過報告を終了した後、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを議長からお諮りして決定することになりました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（反町 清君） 議会運営委員会副委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

日程追加の件

議長（反町 清君） 針谷賢一君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加

し、議題といたします。

副 議 長 辞 職 の 件

議 長（反町 清君） 地方自治法第117条の規定により針谷賢一君の退席を求めます。

（16番 針谷賢一君退場）

議 長（反町 清君） まず、その辞職願を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長（田島 均君）

平成17年5月23日

藤岡市議会議長 反町 清様

藤岡市議会副議長 針谷 賢一

辞 職 願

今般一身上の都合により副議長を辞職したい

から許可されるようお願い出ます

議 長（反町 清君） お諮りいたします。針谷賢一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、針谷賢一君の副議長の辞職を許可することに決しました。

針谷賢一君の入場を求めます。

（16番 針谷賢一君入場）

日 程 追 加 の 件

議 長（反町 清君） お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後6時10分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副 議 長 の 選 挙

議 長（反町 清君） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議 長（反町 清君） ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

議 長（反町 清君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議 長（反町 清君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

（事務局長氏名点呼、投票）

議 長（反町 清君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議 長（反町 清君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番片山喜博君及び12番冬木一俊君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

（開 票）

議長（反町 清君） 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数 23 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 22 票

無効投票 1 票

有効投票中

斉藤千枝子君 19 票

茂木 光雄君 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、斉藤千枝子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました斉藤千枝子君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

副議長承諾のあいさつを願います。斉藤千枝子君の登壇を願います。

（5 番 斉藤千枝子君登壇）

5 番（斉藤千枝子君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまの藤岡市議会副議長選挙におきまして、不肖私が当選させていただき、心から感謝申し上げます。この重責をお引き受けする以上、まことに浅学非才ではございますが、議長の補佐役として誠心誠意円滑なる議会運営に努力する所存でございます。議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。副議長就任のあいさつにかえさせていただきます。

市長 あいさつ

議長（反町 清君） この際、市長からごあいさつを願います。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 正副議長の当選に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび正副議長に当選されましたお二人に心からお祝いを申し上げます。議長に当選されました反町清議員並びに副議長に当選されました斉藤千枝子議員とともに平成 11 年 4 月に初当選されて以来、市政発展に大変ご活躍されてまいりました。お二人とも市民からの信望も厚く、正副議長にふさわしい方であり、今後の議会運営に十分お力を発揮されま

すことを心からご期待申し上げます。お祝いのあいさつといたします。

また、退任されました佐藤前議長並びに針谷前副議長におかれましては、議会運営はも

とより市政発展と市民福祉向上のために大変ご尽力を賜りました。まことにありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げます。あいさつとさせていただきます。

第5 常任委員会委員の選任

議長（反町 清君） 日程第5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、議長において指名いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、事務局長をして申し上げます。事務局長。

事務局長（田島 均君） それでは、常任委員の氏名等について発表させていただきます。

総務常任委員会委員 7名

橋本新一議員	三好徹明議員
佐藤淳議員	冬木一俊議員
木村喜徳議員	坂本忠幸議員
久保信夫議員	

経済建設常任委員会委員 8名

反町清議員	茂木光雄議員
神田省明議員	青柳正敏議員
塩原吉三議員	清水保三議員
隅田川徳一議員	吉田達哉議員

教務厚生常任委員会委員 8名

安田肇議員	串田武議員
湯井廣志議員	斉藤千枝子議員
松本啓太郎議員	片山喜博議員
針谷賢一議員	大戸敏子議員

以上でございます。

議長（反町 清君） ただいま事務局長より申し上げますとおり、それぞれ指名いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長まで報告

願います。

なお、各常任委員会の開催場所を次のように指定いたします。総務常任委員会は第1委員会室、経済建設常任委員会は第2委員会室、教務厚生常任委員会は議長応接室です。

以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。

午後6時27分休憩

午後7時15分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副常任委員長の互選結果報告

議長（反町 清君） 各常任委員会における委員長及び副委員長の互選の結果が議長のもとに参りましたので、ご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長	橋本新一君
副委員長	木村喜徳君
経済建設常任委員会委員長	茂木光雄君
副委員長	清水保三君
教務厚生常任委員会委員長	大戸敏子君
副委員長	串田武君

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後7時16分休憩

午後7時41分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6 議会運営委員会委員の選任

議長（反町 清君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

暫時休憩いたします。

午後7時42分休憩

午後8時7分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 議会運営委員会委員に

串 田 武 君	湯 井 廣 志 君
佐 藤 淳 君	茂 木 光 雄 君
冬 木 一 俊 君	坂 本 忠 幸 君
清 水 保 三 君	吉 田 達 哉 君

以上8名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の方が議会運営委員会委員と決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長まで報告願います。開催場所は議長応接室です。

暫時休憩いたします。

午後8時8分休憩

午後8時36分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副議会運営委員長の互選結果報告

議長（反町 清君） 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果が議長のもとに参りましたので、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長	吉 田 達 哉 君
副委員長	湯 井 廣 志 君

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後8時37分休憩

午後8時57分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会経過報告

議長（反町 清君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過を議会運営委員会委員長に報告を求めます。委員長吉田達哉君の登壇を願います。

(議会運営委員会委員長 吉田達哉君登壇)

議会運営委員会委員長(吉田達哉君) 議長の要請により、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過について報告を申し上げます。

合併問題調査特別委員会委員反町清君が議長に就任いたしましたことにより、合併問題調査特別委員会委員を失職いたしました。また、休憩中に合併問題調査特別委員会委員斉藤千枝子君より合併問題調査特別委員会委員を辞任いたしたい旨の辞任願が議長宛に提出され許可されましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、補欠選任につきましては、議会運営委員会の経過報告を終了した後、日程に追加し、委員会条例第8条第1項の規定により議長から指名していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長(反町 清君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

日 程 追 加 の 件

議長(反町 清君) ただいま合併問題調査特別委員会委員2名が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、合併問題調査特別委員会委員の補欠選任を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、この際、合併問題調査特別委員会委員の補欠選任を日程に追加し、議題といたします。

合併問題調査特別委員会委員の補欠選任

議長(反町 清君) お諮りいたします。合併問題調査特別委員会委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。

合併問題調査特別委員会委員に15番木村喜徳君、17番青柳正敏君を指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木村喜徳君及び青柳正敏君を合併問題調査特別委員会委員に選任することに決しました。

第7 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市税条例の一部改正)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)

議長(反町 清君) 日程第7、報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例の一部改正)、報告第4号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 報告第3号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました藤岡市税条例の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。現下の経済、財政状況等を踏まえつつ持続的な経済社会の活性化を目指し、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、非課税等特別措置の整理合理化等について地方税制の改正が行われ、地方税法等の一部を改正する法律が3月18日の参議院本会議において可決、3月25日に公布されました。これに伴い、藤岡市税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容についてであります。まず個人市民税については肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期間が3年延長されたこと、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限が2年延長されたこと等による規定の整備を行ったものであります。次に、固定資産税につきましては長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特別措置の創設、また現行の特別措置の期限が延長されたこと等に伴う規定の整備などを行ったものでございます。

続きまして、報告第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました藤岡市都市計画税条例等の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

都市計画税条例等の一部改正は、先にご説明申し上げました藤岡市税条例の一部改正と同様、去る3月18日の参議院本会議にて可決され、3月25日に公布されました地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の算出のもととなる土地及び家屋の価格について、固定資産税の課税標準となるべき価格であるため、その固定資産税等の課税標準の特例措置が

地方税法第349条の3並びに地方税法附則第15条において改正されたことに伴い、規定の整備を行ったものでございます。なお、本市では今回の改正に伴う都市計画税の影響は、現状ではございません。

以上、簡単ではありますが、専決処分の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例の一部改正)これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例の一部改正)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(反町 清君) 起立全員であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第4号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成16年度藤岡市一般会計補正予算第6号)

議長(反町 清君) 日程第8、報告第5号専決処分の承認を求めることについて(平成16年度藤岡市一般会計補正予算第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 報告第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第6号)につきましては、年度末において繰越明許費の予算措置が必要になったこと、歳入において地方譲与税等の確定による変更、繰入金の変更、地方債の追加及び変更があったことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、第1条で示してありますとおり、歳入予算の補正を行うものであります。歳入予算の総額に変更はありません。

次に、第2条の繰越明許費であります。第2表のとおり道路新設改良事業外1件であります。

次に、第3条の地方債の補正であります。第3表のとおり追加として急傾斜地崩壊対策事業外3件、変更として市道112号道路改良事業外5件の限度額の変更であります。

次に、歳入の事項別明細についてご説明申し上げます。第2款地方譲与税では1,67

3万8,000円を追加、第3款利子割交付金では539万2,000円を減額、第4款配当割交付金では377万5,000円を追加、第5款株式等譲渡所得割交付金では69万9,000円を減額、第6款地方消費税交付金では1億775万3,000円を追加、第7款ゴルフ場利用税交付金では88万7,000円を減額、第8款自動車取得税交付金では2,094万5,000円を追加、第10款地方交付税では1億2,220万2,000円を追加、第11款交通安全対策特別交付金では166万7,000円を追加、第18款繰入金では2億8,840万2,000円を減額、第21款市債では2,230万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第5号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成16年度藤岡市一般会計補正予算第6号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

第9 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

（平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号）

議長（反町 清君） 日程第9、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 報告第6号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、医療給付費の支払いに対して予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、第1条に示してありますとおり、歳入歳出それぞれ2,400万5,000円を追加し、総額を50億250万円とするものであります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第2款医療諸費、第1項医療諸費では2,400万5,000円を追加するものであります。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金において2,400万5,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第6号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

ここで場内も温度が上がってまいりましたので、軽装で臨みたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

第10 議案第49号 新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

議案第50号 新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

議案第51号 新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

議長（反町 清君） 日程第10、議案第49号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、議案第50号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、議案第51号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議案第49号、第50号及び第51号は新町の廃置分合により新町が加入している一部事務組合から脱退することに伴う当該組合の財産処分に関する協議であります。関連しますので、一括してご説明申し上げます。

議案第49号は、新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議であります。この財産処分は、平成18年1月23日から群馬郡倉沢村、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により新町が組合から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第292条において準用する同法第7条第4項の規定により、関係市町村が協議により定めることについて同条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産処分の内容は次のとおりです。1番目として、資産の部であります。資産のうち建物についての新町の持分は新町消防分署庁舎とし、廃置分合の日に高崎市に無償で帰属

させるものであります。次に、基金であります。一般会計財政調整基金の新町の持分については、廃置分合の日の前日の基金残高に新町の事務局運営費の負担率と消防費の負担率をもとに算出した12.90%を乗じて得た金額を廃置分合期日に高崎市に帰属させるものであります。次に、交通災害共済事業に係る財政調整基金の新町の持分については、廃置分合の日の前日の基金残高に新町の会費収入率と給付率をもとに算出した9.88%を乗じて得た金額を廃置分合期日に高崎市に帰属させるものであります。以上の財政調整基金の処分については、組合発足からの事業別負担金の加重平均によりそれぞれ負担率を算出いたしました。

2番目として、負債の部であります。消防費に係る組合債の元金及び利息についての新町の負担する金額は、平成17年度末の組合債の残高に新町に係る組合の負担金、負担割合で定めた3事業の負担率を乗じて得た金額を新町が負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものです。次に、最終処分場に係る組合債未償還元金及び利息についての新町の負担は、平成17年度末の組合債の残高に新町の組合債負担割合の17.20%を乗じて得た金額から関係市町に後年度算入される見込みの地方交付税交付金相当額を差し引いた金額を新町が負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものでございます。

3番目として、これら以外の組合の財産につきましては引き続き組合の財産とするものです。

続いて、議案第50号は新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議であります。この財産処分は、平成18年1月23日から群馬郡倉渕村、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により新町が組合から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第292条において準用する同法第7条第4項の規定により、関係市町村が協議により定めることについて同条第5項の規定により議会の議決を求めるものです。

財産処分の内容は次のとおりです。1番目として、負の財産であります。新町は平成17年度末の組合全体の企業債元金及び利子の残高に3分の2を乗じた額に、平成17年度の新町の負担割合に乘じて得た金額から当該元利償還金に対し、関係市町村に後年度に算入される見込みの地方交付税交付金相当額を差し引いた金額を負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものです。

2番目として、これ以外の組合の財産については引き続き組合の財産とするものです。

続いて、議案第51号は新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議であります。この財産処分は、平成18年1月23日から群馬郡倉渕村、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により新町が組合から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第2

92条において準用する同法第7条第4項の規定により、関係市町が協議により定めることについて同条第5項の規定により議会の議決を求めるものです。

財産処分の内容は次のとおりです。1番目として、資産の部であります。財政調整基金の新町の持分については、廃置分合の日の前日の基金残高に組合設立から平成15年度までの負担金の加重平均により算出した11.0833%を乗じて得た金額を廃置分合期日に高崎市に帰属させるものであります。

2番目として、負債の部であります。新町の負担する金額は廃置分合の日の属する年度末の組合債の残高に平成13年度と平成14年度の新町負担金の加重平均2.5363%を乗じて得た金額から当該元利償還金に対し、関係市町に後年度算入される見込みの地方交付税交付金相当額を差し引いた金額を新町が負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものです。

3番目として、これら以外の組合の財産については引き続き組合の財産とするものです。

以上、3つの一部事務組合に関する3議案につきましては関係団体とお互いの立場を尊重し、信頼関係に基づき調整したものでございます。

さらに、第1回藤岡市議会定例会において議員の皆様からいただいたご意見を踏まえ再調整いたしました。結果として前回と同様な内容の再上程となります。議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第49号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 議案第49号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、ご質疑をさせていただきます。

この議案は、ただいま市長の提案理由の中にありますとおり、全く3月議会と同じ議案でございます。そうした中で、新政クラブとしても先日5月13日に議員説明会はありましたが、この議案に反対している会派でございますので、何点が質疑をさせていただきます。5月13日に説明を受けたといっても、公の場で議論をしたわけではございませんので、改めて聞くところもあると思いますので、よろしくお願いたします。

まずは、この議案は加入、これが最善の策だろうという提案も執行部に対してさせていただきます。また、何よりこの議案が前回3月議会に提出するまでに議会に対して説明

不足が大いにあった、それも理由の一つとして挙げられたわけであります。また、今回臨時会に再提案するに当たりまして単刀直入にお聞きいたしますが、本日臨時会の冒頭で市長が述べた覚書の内容、また3月議会から否決された後に、加入を含めて高崎市とどのような議論をされてきたのか、担当者に説明を求めます。よろしく申し上げます。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

高崎市の協議についてであります。3月4日以降何回となく協議を重ねてまいりました。協議につきましては3月4日、4月7日、4月15日、4月27日、5月2日、5月10日、5月11日でございます。最終的に高崎市の加入に対する考え方でございますが、合併に伴い新町は高崎市の区域となることから、高崎市または高崎市等広域組合で実施している事務については、高崎市が行うことを基本と考えているということでありました。しかし、住民サービスへの影響や多野藤岡地域の一部事務組合運営への影響を避けるため、事務委託で対応したいということでもございました。

以上でございます。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後9時27分休憩

午後9時28分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 失礼いたしました。高崎市との覚書の内容について申し上げます。

まず、今後の藤岡市と高崎市の連携を持つことについてうたっております。藤岡市と高崎市とはお互いに隣接しており、以前から協力し合いながら行政をやってきた、今後も新藤岡市と新高崎市は十分な連携を持ちながらお互いのまちづくりについて連携を図っていくといたしております。お互いに連携をする中で、お互いのまちづくりをうまくやりましょうということでもございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） ただいま加入についての議論は、委託方式ということで高崎市におかれましても加入の議論は全然受け付けてもらえないという解釈であります。

それと、覚書の内容についてはただいま部長の方から答弁があったように、本当に紳士的だという内容のことでございます。

また、前回のときには消防の委託期間を10年以内とし、早い時期に調整を図る、そういった内容でございました。その点についても、今回いろいろと調整しながらと先ほど市長が申しておりました。どのような調整をしたのか、詳細にお聞かせを願いたいと思います。

それと、今、新町在住の消防職員が10数人いらっしゃいます。そういった方の処遇も大変心配な一人でございますので、あわせて答弁を願えればというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

高崎市の協議の中について、まず円滑な移管を図るため、高崎市からの職員の派遣制度を実施する方向で調整することとし、年度別の具体的な派遣人員については多野藤岡広域組合職員の退職者見込み数や年齢構成等を踏まえ、合併時までには細部を協議するといったしております。藤岡市としては、多野藤岡広域の消防における平成27年度までの10年間の退職者、採用者、派遣者の計画概要を市の考え方として高崎市に渡してございます。ただ、委託期間中に高崎市からの派遣人員が徐々に増え、係長を含め多くの職員が高崎市からの派遣になり、多野藤岡広域の職員が1人または2人となった場合の配置された職員のことを考えますと、そのままの状況でよいのかという課題も生じてまいります。こうした中で、直ちに年数はなかなか決定できないということでもございます。ただ、最終的に消防業務に意欲を燃やす消防職員が不安な気持ちにならないよう十分配慮しながら検討協議していかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 細かい内容について説明をしていただいたわけですが、これは基本的に、私は新町が新町町民の民意を酌み取って住民投票までした結果については十分尊重しなくてはならない、そういう考えでいる一人でございます。何も新町が高崎市に合併することについて、何の異論もあるものではございませんが、ただ残されたこの広域組合としましてただいま言ったように、新町の職員の問題、将来的には委託期間が切れたときには路頭に迷うようなことがあってはならない、その一心で真剣に考えた一人でございます。こういった中で、特に消防、消防といっても救急業務もあるわけでございますから、お互いに今現在連携をとっているわけでありませう。

そうした中で、今後も例えば新町が高崎市と合併するに当たっても、そのような連携に

については本当に今、企画部長が申し上げたとおり本当に円滑に委託期間終了後も住民の安全確保を最優先する、そういった対応方法について市長のしっかりとした考えを聞かないとなかなか納得できないところもありますので、消防の委託期間は10年以内とし早い時期に調整を図る、そういった中でいろいろな調整をしてきたという提案者の一人でございます。その調整の仕方、市長の今後の広域に対する対応、そういったものを見解をぜひお聞かせ願えればというふうに思いますので、答弁を求めます。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議員のご指摘はごもっともでございます。先ほど部長が答弁いたしましたように、消防職員の皆さんが不安を持つということのないように今後とも高崎市は協議に応じるということでございます。このことにつきまして、また今後ともしっかりと協議していかなければならない、そういうふうに考えております。また、一番大事なことは新町の住民の皆さんにとって消防のあり方、救急業務のあり方、こういったものがマイナスになっていっては困る、最低限今と同じ体制を組みつつ、新町の住民の皆さんの日々の安全安心というものを築いていきたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第49号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決する

ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

1 2 番(冬木一俊君) 議案第50号について、質疑をさせていただきます。

この新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、先ほどと同じ議案のように5月13日に議員説明会がありまして協議しましたが、公の議論ではございませんので、確認をさせていただきます。

この多野藤岡医療事務組合、いわゆる公立藤岡総合病院は非常に経営が逼迫しておりますし、私も今年度資金ショートしてしまうのではないかと、そういった危惧を持っている一人であります。この問題につきましても、さきの3月議会におきましては負担割合の問題等いろいろな議論が出て、本来ならば高崎市が新町の抜けた分を加入ということで引き続いて負担をしてくれれば、そういったことも否決ということもなかったというふうに感じております。事実、藤岡市・新町ガス企業団については、加入ということで過半数の議員の方が認めているわけですから、そういったことでこれについても委託とかという問題でもなく、加入とかという問題でもなく、精算金を払って脱退という非常に藤岡市にとっては真剣に考えなくてはならない問題だというふうに思っております。この議案につきまして、議員説明会前は新町脱退後の負担割合は継続協議ということですが、実際問題として今現在、この負担割合は藤岡市が90%、町村が10%ということで進んでおります。申し入れもしてあるそうですが、これはいつまでに結論を出せるのでしょうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長(反町 清君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議員説明会のときにも申し上げたのですけれども、8月ごろにはおおむね結論を出したいということで、今、交渉中でございます。よろしくお願いたします。

議長(反町 清君) 冬木一俊君。

1 2 番(冬木一俊君) 負担割合は藤岡市90%、町村10%、説明会のときにはたしか9月までということで、1カ月早くなって議論が進んでいるのかというふうに勝手に解釈しております。先ほども質問をさせていただきましたが、継続協議ということになっています。この部分だけが継続協議なのかどうか、お伺いいたします。

それと、前回の議案と全く同じというふうに解釈しております。特に不採算部門についての協議も同じなのかどうか、あわせて答弁をお願いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 不採算部門の協議の方からでございますけれども、新町の企業債精算金2億795万4,000円のうち市町村の繰り入れ対象であります1億7,596万4,000円は町村の負担金10%の持分という解釈でございまして、病院で管理し毎年新町分を充当するというところでございます。

それから、市町村からの繰り出し対象外でございますしらさぎの里に係る精算金3,199万円は病院に帰属させるということで、具体的には現在の企業債は外来センターへの建設や入院棟の改築等を含んだ金額になっておりますけれども、これに対する負担率の変更はございません。ただし、今後の医療機器の入れかえや施設の修繕に関しましては、新町が抜けた分は町村の負担が増えるという解釈になると思います。

それから、負担率の関係でございますけれども、藤岡市90%、構成町村10%、これは多野藤岡医療事務市町村組規約第15条で定められておりますので、この原則に基づきまして進めております。新町の精算金は、やはり構成町村の10%の持分内のものであることから、構成町村に帰属させるかわりに病院が管理運営し、毎年新町分を充当するために市も入ります構成市町村の負担率は変更しないということで協議を進めてございます。おおむね神流町には、ご理解いただけたかというふうに解釈しております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 今、健康福祉部長の方から市長の言葉ということで答弁をしていただいたというふうに理解しておりますが、この負担割合についても先ほど神流町の方には理解をしていただけたという答弁がありました。これは藤岡市だけで決められません。当然相手の町村があってというふうに理解しています。相手の町村というのは、私が言うまでもなく昨日、首長選挙が行われました吉井町にしてみても、上野村にしてみても、相手があって初めて交渉が始まるというふうに解釈しております。

この担当者から、今、市が90%、町村が10%ということで堅持をしていくために主張していくということで、8月までに結論を出すような答弁がありましたが、やはりこれは一事務職員のレベルではないというふうに思っておりますし、この交渉をするのには藤岡市長の新井市長が強い決意で臨まなければいけないというふうに解釈しております。新井市長のそういう強い決意が私たち議会にも見受けられないと、この件については承服することができない議案だというふうに私は理解しております。その点について新井市長、あなたの今後この町村の負担割合について協議していく中で、藤岡市長として他の町村の

首長と交渉する、必ず90%でやっていくという考えに変わりはないか、またそれを堅持するように努力するか、努力をするような姿勢が見られるか私たちもそれによって判断をしていきたいというふうに考えております。新井市長の見解をお伺いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。明快な答弁でよろしく願いをいたします。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 今日までの協議につきましては、先ほど部長の方からも答弁がありました。

それと、先ほど議員の方からも話がありましたように、昨日、吉井町・上野村それぞれの長が決定されました。今後、私もそれぞれの首長と協議するにしても最大限強い姿勢、決意で臨みたい。今までのこの藤岡市90%、町村10%という規約でございますので、何としてもこれを堅持したい、またご理解いただきたいという姿勢で臨んでまいります。

以上でございます。

議長（反町 清君） 松本啓太郎君。

10番（松本啓太郎君） ただいまの冬木議員の質問と重複するかと思いますが、今年度から外来センターが診療所になったということであります。そこで、診療所になった場合の再診療、病院の場合は1回目の受診が65点、2回目、3回目が59点、4回目以降が30点ということであります。しかし、診療所になりますと、月の1回目の受診の場合が81点、2回目、3回目の受診が74点、4回目以降の受診の場合が37点ということになるわけでありまして、これらのことにつきまして病院で今まであったものが外来診療所になったということで、どのぐらいの収入増というのが得られるのか、それがまず1点であります。

それから、病院が入院棟と外来棟に分割され、前より通院をされていた方から……。

議長（反町 清君） 松本議員に申し上げますけれども、これはあくまでも廃置分合による財産処分に関する協議についてでありますので、その点をよろしく願います。

10番（松本啓太郎君） 手短かに質問いたします。病院が分割される前は、この方は基本診療料というのが700円、それからその他が810円ということで、保険適用分が1,510円だった。個人負担が450円、ところが外来センターに分割されてから同じ治療でも基本診療料が1,220円、それから在宅指導料というものがここに発生しておりまして1,470円、それからその他690円ということで3,380円、負担が今まで450円であったものが1,014円というふうに増えたわけでありまして、これらの点につきましても、病院議会を構成しておる中で、新町の議員が2人出でおるわけでありまして、そのようなことで、私はこのように点数が増えたと思われる、患者の支払いが増えたというふうに思うわけでありまして、この辺のところにつきまして新町の議員もすべて賛成してきておるわけでありまして、先ほど冬木議員が申しましたように、その責任の一端はやはり

新町の議員にもあると思いますから、病院の脱退とかそうではなくて、やはりそのようなことを考えると新高崎市があくまで加入ということで交渉を今まですべきではなかったかというふうに思います。

それから現金預金、この関係でありますけれども、平成10年度は15億2,300万円あったものが平成15年度には1億8,700万円、この6年間で13億3,600万円も減ってしまっておる。それから、特に外来センターが分割されてから平成13年度の現金預金は14億6,500万円あった。それが平成14年度は4億5,500万円に減ってしまった。10億900万円も減ってしまったというようなことで、病院を分割し外来センターをつくったということにつきましても、新町の議員にも私は十分その責任をこれからも負っていただきたいというふうに思います。病院の赤字、あるいは外来センターの赤字が減額されるという中で、病院にかかる弱い立場の人、患者の支払いが増えるような結果になっておるわけでありまして、この辺の責任というものは当然、新町の皆さんにこれからも負担していただきたいということで、あくまで新町は加入、新高崎市になっても新高崎市が今までの新町の分を負担するということが私は一番いい交渉の仕方であったのではないかとこのように思います。脱退、一時金的な小児医療、周産期医療、救急医療、この12年分の借金は返していくのは当然でありますけれども、この12年が終われば新町の負担はなくなるのだ、だけれどもこの分割したために赤字が今後どういう状況でいくかということは大変なことだと思います。そこで、平成16年度の預金現金の残高がわかりましたら教えていただきたいと思います。

議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後9時53分休憩

午後9時58分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 松本議員のご質問にございました現金預金ベースなのですが、手元に資料がございません。大変申しわけございません。後ほどお届けしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（反町 清君） 松本啓太郎君。

10番（松本啓太郎君） 負担割合が藤岡市90%、それから町村が10%ということで前の議員説明会におきまして、市長は強い姿勢で臨むということをおっしゃっておりますので、私

はその市長の強い姿勢を期待するものであります。しかしながら、病院の赤字を減らすために患者、弱い人の負担を増やすというような政治手法は決して正しい政治ではないと思います。また、条例改正等もありますので、私もいろいろと考えていきたいと思いますが、きょうは時間も大変経っておりますので、この辺で質問を終わりにいたします。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第50号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則

第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第51号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第52号 群馬県市町村会館管理組規約の変更について

議長(反町 清君) 日程第11、議案第52号群馬県市町村会館管理組規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 荻野廣男君登壇)

企画部長(荻野廣男君) 議案第52号群馬県市町村会館管理組規約の変更について、ご説明申し上げます。

本議案は、群馬県市町村会館管理組合の構成市町村間で合併がなされたことにより、組規約の一部を改正するものであります。

まず第1に、平成17年1月1日から伊勢崎市、赤堀町、佐波東村及び境町が廃され、その区域をもって伊勢崎市が設置されたことに伴い、伊勢崎市、赤堀町、佐波東村及び境町が合併の日の前日をもって群馬県市町村会館管理組合から脱退し、新設された伊勢崎市が合併の日から組合に加入したことにより、組規約の別表中から赤堀町、佐波東村及び境町の記述を削除するものであります。

第2は、平成17年2月13日から白沢村及び利根村が廃され、その区域が沼田市に編入されたことに伴い、白沢村及び利根村が合併の日の前日をもって組合から脱退したことにより、別表中から白沢村及び利根村の記述を削除するものであります。

第3は、平成17年3月28日から太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が廃され、そ

の区域をもって太田市が設置されたことに伴い、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が合併の日の前日をもって組合から脱退し、新設された太田市が合併の日から組合に加入したことにより、別表中から尾島町、新田町及び藪塚本町の記述を削除するものであります。

第4は、平成17年6月13日から新里村及び黒保根村が廃され、その区域が桐生市に編入されることに伴い、新里村及び黒保根村が合併の日の前日をもって組合から脱退したことにより、別表中から新里村及び黒保根村の記述を削除するものであります。

なお、組合では平成17年1月1日の伊勢崎市の合併から6カ月を経過する日までに行われる合併について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定、一部事務組合等の特例を適用し、この期間内に行われることとなるさきの第1から第4までの合併に伴う規約の変更について特例措置を講じています。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第52号群馬県市町村会館管理組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第53号 群馬県市町村総合事務組合理約の変更について

議長（反町 清君） 日程第12、議案第53号群馬県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第53号群馬県市町村総合事務組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により規約の変更をするものであります。変更の内容につきましては、平成17年6月13日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である新里村及び黒保根村が廃され、その区域が群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生市に編入されるための改正であります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第53号群馬県市町村総合事務組合理約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

た。

字 句 の 整 理 の 件

議 長（反町 清君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（反町 清君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 平成17年第3回藤岡市議会臨時会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提案いたしました報告及び議案につきまして、慎重審議の上、ご決定いただき深く感謝を申し上げる次第であります。今後とも議員各位のご協力のもとに市政発展と市民福祉向上のため誠心誠意努力してまいり所存でありますので、よろしく願い申し上げます。

議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

閉 会

議 長（反町 清君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第3回藤岡市議会臨時会を閉会いたします。

午後10時12分閉会